

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第1回  
鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和4年10月7日  
13:55 ~ 16:45  
千葉労働局1階会議室

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第1回  
鉄鋼業最低賃金専門部会

- 1 日時 令和4年10月7日(金) 13:55 ~ 16:45
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
  - 公益委員  
鈴木委員、中原委員、大竹委員
  - 労働者側委員  
田中委員、川田委員、水野委員
  - 使用者側委員  
高橋委員、清水委員、下村委員
- 4 議題
  - (1) 部会長及び同代理の選出について
  - (2) 特定最低賃金額の改正審議について
  - (3) その他
- 5 配付資料
  - 資料 1 - 1 最低賃金審議会令
  - 資料 1 - 2 千葉地方最低賃金審議会運営規程
  - 資料 1 - 3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
  - 資料 2 特定最低賃金の改正決定について(諮問文・写)
  - 資料 3 最低賃金に関する基礎調査報告書
  - 資料 4 千葉県における最低賃金の推移
  - 資料 5 特定最低賃金(A・Bランク)改定状況の推移
  - 資料 6 令和4年千葉県鉄鋼業最低賃金の影響率
  - 資料 7 関係労使からの意見書(1件)
- 6 議事内容  
  
賃金室長補佐

ただ今から、第1回千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は第1回目の専門部会の開催ですので、会議の進行については、部会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきます。

先ず、専門部会の成立について御報告いたします。本日は、公労使全ての委員に御出席いただいておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

第1回目の専門部会ですので、労働基準部長の佐保から御挨拶申し上げます。

#### 労働基準部長

本日は非常に御足元の悪い中、また御多忙の折、本専門部会に御参会いただき、大変ありがとうございます。8月に特定最低賃金の電気と鉄鋼について改正の必要性有りという答申をいただき、それに基づいて本日の専門部会を開催させていただいております。10月5日に、電気は、公労使全会一致で改正の答申をいただきました。是非とも活発な御議論にて千葉県の鉄鋼業の特定最低賃金を決めていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

#### 賃金室長補佐

本専門部会を代表する部会長と部会長代理を選出させていただきたいと思っております。なお、部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなります。

過日開催の公益委員会議にて、部会長に大竹委員、部会長代理に中原委員とのお話がございましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

#### 一同「異議なし」の声

#### 賃金室長補佐

ただ今、部会長に大竹委員、部会長代理に中原委員が選出されました。これからの議事進行につきまして、大竹部会長、よろしく願いいたします。

#### 部会長

ただ今御指名いただきました大竹です。部会長として最大限尽力しますので、委員の皆様には、審議の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

先ず、本日の専門部会ですが、運営規程第6条ただし書により「率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場

合」等に該当しますので非公開といたします。

続いて、議題（２）の特定最低賃金の改正審議に入りたいと思いますが、その前に、御手元の資料について事務局から説明を受けたいと思います。

#### 賃金室長

資料 1 は、審議会や専門部会等の運営、審議に当たっての規程類をお配りしました。特に御説明申し上げたいのは、資料 1 - 1 の最低賃金審議会令第 6 条第 5 項で「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められており、本審議会であらかじめ議決しておけば、本審議会の決議を得なくとも、専門部会の決議をもって本審議会の決議とすることができるという取扱いになっております。特定最低賃金専門部会については、本年 7 月 12 日に開催された第 427 回本審議会にて、決議が全会一致の場合には審議会令第 6 条第 5 項を適用する旨議決されていますので、全会一致であれば専門部会の決議によって本審議会が決議したものと取り扱われます。

資料 2 は、8 月 23 日開催の第 430 回本審議会において、千葉労働局長から諮問がなされた 2 業種に係る改正決定の諮問文の写しです。

資料 3 は、最低賃金に関する基礎調査報告書です。同報告書は、千葉県における中小零細企業の労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施した調査の結果です。6 枚目を御覧願います。こちらは、千葉県の鉄鋼業の現行の最低賃金額 1,023 円が、いくら上がるとどのくらいの影響があるかをグラフ化したものです。

資料 4 は、千葉県における最低賃金の推移です。特定最低賃金 7 業種のうち、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係が、昨年度、改正されております。

資料 5 は、全国の A・B ランク地域の鉄鋼業最低賃金の改定状況の推移です。鉄鋼業の特定最低賃金については、昨年度、千葉局を含め 6 局で改定が行われております。

資料 6 は、千葉県における鉄鋼業の現行の最低賃金額を 1 円ずつ引き上げた場合の影響率を数字で一覧表にしたものです。

資料 7 は、8 月 23 日開催の第 430 回本審議会において千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長に対し鉄鋼業の特定最低賃金の改正について諮問がなされ、これを受けて最低賃金法第 25 条第 5 項、同法施行規則第 11 条第 1 項の定めるところにより公示を行い、その結果提出された基幹労連千葉県本部委員長からの意見書です。意見の概要ですが、千葉県内の基幹産業の中核である鉄鋼業で働く労働者は、暑熱や粉じん発生を伴う現場など厳しい労働環境の中で、高度な技術・技能を活かして働いている。特定最低賃金

の要件たる基幹的労働者の賃金は、一般的な労働者と比べ相応の水準確保が必須である。少子高齢化や生産年齢人口の減少が続く中、産業・企業の存続、発展には優秀な人材の確保・定着が不可欠であり、魅力ある労働条件によって若者が千葉県鉄鋼業に就職したいと思う環境整備が必要である。県内のみならず東京都等との人材獲得競争下にもある中で、人材の流出防止と格差改善のためにも特定最低賃金の取組みは重要である。そうした実情に鑑み、今年の千葉県鉄鋼業特定最低賃金に関する改正について下記のとおり要求する。

記1として、千葉県鉄鋼業特定最低賃金審議会においては、労使のイニシアチブで決定することを踏まえ、鉄鋼産業のさらなる発展に向けた労使の話し合いを進めていくうえで、極めて重要な機会である点を御理解いただき、金額改正の審議に御協力いただきたい。

記2として、千葉県鉄鋼業特定最低賃金は、鉄鋼労働者の生活を支えるセーフティネットとして最大の柱である。特定最低賃金の意義・役割等を理解したうえで、千葉県鉄鋼業の魅力向上や組織労働者との格差改善に資する金額改正の議論がなされるよう要求するという内容です。

また、資料の他に、千葉県最低賃金のリーフレットも机上に配付しておりますので、御確認ください。

最後に、10月5日、電気機械器具製造業関係の特定最低賃金について審議が行われ、現行1,013円を32円引き上げて1,045円とすることで結審いたしました。現在、異議申立について公示中です。

部会長

ただ今の事務局からの説明について、質問等はございますか。

一同「ありません」の声

部会長

それでは、具体的な金額審議に入っていただきますが、金額審議に入る前に、この場において、労働者側から基本的な考え方を御説明いただき、続いて使用者側から基本的な考え方について御説明いただくこととし、その後、別室で協議いただき、公益委員が意見調整させていただくということによるでしょうか。

一同「異議なし」の声

部会長

それでは、労働者側から基本的な考え方を述べてください。

#### 労働者側委員

私ども鉄鋼業の賃金に係る意見については、資料 7 の意見書に書かれているとおりですが、本年の労働協約ケースにおける最低賃金、鉄鋼業の中では 1,064 円ということで、私どもは改定の必要性があると思って同意書を出させていただいております。そういった意味でも、既に東京と神奈川の地域別最低賃金の改正が行われ、各 31 円の改正により東京は 1,072 円、神奈川は 1,071 円になっております。繰り返しになりますが、人材流出防止の観点から、私どもは東京の地賃を上回る金額を検討したいと思っています。具体的に申し上げますと、現在の 1,023 円からプラス 50 円の 1,073 円以上をお願いしたいと考えております。その金額については、当然ながら人材流出防止、人材確保の観点で意見したいと思っています。この金額によって優秀な人材を確保出来るということと、労働条件の向上に繋がるのではないかとこの観点からお願いをさせていただいております。こういったことを踏まえて、現場を担当している委員から御意見いただければと思います。

#### 労働者側委員

千葉県内の鉄鋼業に勤めておりますが、弊社は神奈川県川崎市にも事業所があります。最低賃金で言いますと、神奈川県内や隣接する東京都における他業種の賃金情報等も入ってくる実態がある中で、弊社においては入社時に川崎の事業所の新入社員と一緒に研修をしていたという繋がりがあり、入社して数年経っても SNS 等を通じて情報交換をしているという実態がございます。若手がそういった色々な情報交換をしている中で、時には残念ながら若くして退職、離職してしまう方もおりますが、その方々が他業種に就職した際に賃金面での話が出るといったところで、鉄鋼業負けているよ、こっちの方が給料良いよといった非常に現実的な情報交換もしながら、そこにどうしても魅力を感じてしまう部分があります。もちろん我々の企業の魅力というのは、賃金だけでは計れないものがあると思っていますが、特に若手にとって賃金は大きなインパクトであり、就業に関する重要な判断要素になってしまっていることは事実です。このような実態の中で、人材流出、確保というのは企業としても大変危惧しなければいけないところだと思っています。是非ともこういったことの抑止になるように、抑止の一助となるように、東京、神奈川を上回る金額で御検討をお願いしたいと思っております。

#### 部会長

次に、使用者側から基本的な考え方をお願いします。

#### 使用者側委員

先ず、前提となる全体的な経営環境についてですが、コロナ禍の影響が続く中、全体として景気は持ち直しの動きが見られつつある。一方で依然として業種間でのバラつきもあって、サプライチェーンの寸断、原材料価格の高騰、資源高、そして円安進行と新たな課題も出てくる中でそういった問題に直面しており、引き続き経営環境自体は厳しい状況にあるという認識を持っております。そのような中で千葉県最低賃金の審議も中央の目安を踏まえて昨年の 28 円を上回る 31 円の改正となり、とりわけ中小企業にとっては厳しい結果になったと思います。鉄鋼業界の動向についての認識ですが、足元ではコロナ禍からの需要回復で大手各社の 3 月期の利益水準は過去最高ではありましたが、半導体不足等による自動車業界の減産の影響や円安による輸入価格の高騰等を踏まえ、今年度末の業績については減益見通しであると認識しております。また、今後については、脱炭素に向けた設備投資や技術革新等が必要となってくるという中で、この実用化に向けた大規模な投資負担等が課題になるだろうという認識を持っております。このように、先行きが難しい、経営環境自体が難しいという下で、投資負担等の課題への対応を強いられるという状況を踏まえると、先ずは、我々としてもデータに基づく論拠ある数字を示させていただきたいと考えており、そこで拠り所としたものとして、連合調査の 2022 年春季生活闘争回答集計結果最終 7 月の企業内最低賃金の賃上げ率、基幹労連のところですが、1.58%ということで約 1.6%として、これを基に算出すると 16 円の引上げになると思いますが、出来上がりが現在の 1,023 円に対し 1,039 円という数字を先ず提示させていただきたいと思います。労働者側から、人材流出等の話をいただきましたが、先ずはこういった論拠ある数字を提示させていただきたいと思います。

#### 部会長

労使双方、今の説明に補足はありますか。

一同「特になし」の声

#### 部会長

労使双方から基本的な考え方を説明してもらい、互いに確認していただきました。これを踏まえ、別室にて協議をお願いいたします。協議が整いましたらお知らせいただきたいと思います。

事務局は、委員の方々を別室まで御案内願います。

部会長

それでは再開させていただきます。

本日は、各側別室にて御協議いただき、公益委員が調整させていただきました。調整の結果について若干御説明いたします。

労働者側は、基本的には意見書のとおりであり、人材流出防止等、また東京、神奈川の状況等を踏まえ、東京の地域別最低賃金 1,072 円を上回る 1,023 円プラス 50 円の 1,073 円を当初提示されました。その後、御検討いただいて、基幹労連の引上げ額のプラス 41 円で 1,064 円を御提示いただき、さらに、千葉県最低賃金の引上げ率 3.25% を考慮して 1,023 円プラス 33 円の 1,056 円を御提示いただきました。最終的には、労働者側からは、今年度は 31 円で決断するしかない、断腸の思いとの御意見をいただきました。

使用者側の主張ですが、円安、原料価格高騰等で経営環境が厳しいという認識、千葉県最低賃金の 31 円引上げは中小企業に厳しい状況。鉄鋼業界だけ見れば市場回復という点はあるけれども、やはり円安や原材料価格の高騰など、業績見込みについては考えられているような状況だということで、当初、連合調査の 2022 年春闘の賃上げ率を考慮し 1.8% で 16 円、1,039 円を提示されました。乖離が大きいため、使用者側に改めて御検討いただき、千葉、東京、神奈川の地域別最低賃金の引上げ額が 31 円であること、これまでの検討経緯を踏まえたうえで、最大 31 円まで譲歩するという提示がありました。

このような経緯を経て、労使の意見が最終的に一致しましたので、公益委員案を提案いたします。現行の 1,023 円に 31 円プラスして時間額 1,054 円、発効日は令和 4 年 12 月 25 日ということで、この案に御賛同いただけますでしょうか。

一同「はい」の声

部会長

労使各側の委員の皆様の御理解、御協力をいただき、全会一致で結審することができました。厚く御礼申し上げます。早速、本日の結審の状況を千葉地方最低賃金審議会会長に報告するとともに、あらかじめ御承認いただいている最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、労働局長に答申したいと思っております。

事務局は、専門部会報告案を用意してください。



< 専門部会報告書案を各委員に配付 >

部会長

ただ今お配りした報告書案の内容についてお諮りします。  
確認のため、事務局より朗読願います。

賃金指導官

< 報告書案を朗読 >

部会長

報告書案について御承認いただけますでしょうか。

一同「はい」の声

部会長

御承認いただきましたので、本案のとおり審議会会長に報告いたします。  
続いて、事務局は答申文案を用意してください。

< 答申文案を各委員に配付 >

部会長

ただ今お配りした答申文案の内容についてお諮りいたします。  
確認のため、事務局より朗読願います。

賃金指導官

< 答申文案を朗読 >

部会長

このとおり労働局長に答申することについて、御承認いただけますでしょうか。

一同「異議なし」の声

部会長

答申文案について御承認いただきましたので、早速、答申いたします。

< 部会長から労働基準部長に答申文を手交 >

労働基準部長

ただ今答申をいただきました。本日は、本当に真摯な御議論いただき、結果的に公労使の全会一致で御承認いただき、本当にありがとうございました。いただいた答案に基づき、今後、異議申立の公示をさせていただいた後に改正額が決まりましたら、労働局としては履行確保や周知に全力を挙げていきたいと考えております。

部会長

事務局は、今後の日程について説明してください。

賃金室長

ただ今答申をいただきましたので、最低賃金法第 15 条に基づき、答申要旨を本日公示し、異議申出の受付を行います。この締切日は、公示日の翌日から 15 日を経過する日とされ 10 月 22 日（土）となりますが、同日及び翌 23 日は休日となるため、10 月 24 日（月）となります。

なお、異議申出があった場合には、異議申出に係る本審議会を 11 月 7 日（月）に開催することとなりますので、よろしくお願いいたします。

部会長

本日は、労使双方の協議により全会一致で決まりましたが、労働者側については公益委員が力添えになれず、反省点ではあります。

本日は御協力ありがとうございました。

他に何かありますでしょうか。

使用者側委員

全会一致で良かったと思っております。労働者側、公益の先生方にも感謝申し上げます。

部会長

他に何かありますでしょうか。

一同「特になし」の声

部会長

結審に向けて御協力いただき、ありがとうございました。  
これをもって閉会といたします。